

汚水処理やし尿処理の

使用料金・手数料を統一します

市は、合併後も各自治区で異なっていた汚水処理（公共下水道・農業集落排水施設・市営浄化槽・汚水処理施設）の使用料金と、し尿処理（し尿の収集・運搬・処分）の手数料を統一します。これらの料金は、6月使用分から変更となります。ここでは、統一までの経過や内容について詳しくお知らせします。

統一の理由と経過

現在、皆さんが負担している汚水処理やし尿処理の料金は、合併前の旧市町村当時のままとなっています。市町村合併の協議で「汚水処理の使用料金は平成20年度をめぐりに、し尿処理の手数料は21年度をめぐりに統一する」と決定していたため、料金を統一する必要があります。

そこで市は、料金の統一に向けて、各自治区の利用者10人を含めた汚水処理とし尿処理の審議会を立ち上げました。審議会は4回開かれ、今後の事業の見直しや市民の負担など、さまざまな面で検討が行われました。

また、詳しい内容を市民の皆さんにお知らせするため、1月末から2月上旬にかけて、各自治区の計20会場に住民説明会を行いました。そして2月に

は、意見をまとめた答申を審議会からいただいています。その後、審議会の答申に沿って、関係条例の改正を3月議会に提案、可決され、6月1日から変更することになりました。

料金設定の考え方

汚水処理の料金は、それぞれの事業ごとに、今後見込まれる使用量や設備の経費などから必要となる費用を算出し、決定しています。

汚水処理事業では、現時点で大きな変動はないと見込まれることから、現状の料金収入の総額を維持するという考え方で統一しました。

一方、し尿処理事業では、下水道などの整備が進んだため、利用者が年々減ってきています。くみ取り量も減少

される形になります。

【市水道を利用している人】 ●公共下水道

前沢区と胆沢区では、基本料金の中に10立方メートルまでの使用料を含んでいました。統一後の料金体系では、10立方メートル以下であっても、汚水量に応じて料金が算定される形になります。

●農業集落排水施設

前沢区と胆沢区、衣川区では、世帯の人数によって料金を決定していましたが、すべての区で従量制となります。

●浄化槽

胆沢区と衣川区では、設置した浄化槽の規模で料金を決定していましたが、すべての区で従量制となります。

●汚水処理施設

胆沢区では、基本料金の中に10立方メートルまでの使用料を含んでいました。統一後の料金体系では、10立方メートル以下であっても、汚水量に応じて料金が算定

【自家水道を利用している人】

自家水道の場合、使っている水量が分からないため、使用人数で汚水量を認定します。この認定した汚水量で使用料金を決定します。

人数	認定水量
1人	10 m ³
2人	14 m ³
3人	18 m ³
4人	22 m ³
5人	26 m ³
6人	30 m ³

※7人以上は1人増すごとに4 m³を加算

【市水道と自家水道を併用している人】

市水道の使用水量と、使用人数で認定した汚水量のいずれか多い方で使用料金を決定します。

【自家水道】使用人数変更の際はご連絡を

自家水を使用している家庭では、6月以降、住民基本台帳に登録されている人数を基に使用料金を決定します。長期入院など住民票の異動を伴わない人数の増減があるときは、速やかに下水道課までご連絡ください。また、使用を休止、廃止、再開する場合も届け出を忘れずをお願いします。

【浄化槽】休止、廃止、再開の際は届け出が必要です

市営浄化槽は個別に管理されているため、休止、廃止、再開の際は下水道課への届け出が必要となります。市水道を使っている家庭でも届け出が必要となりますので、ご注意ください。

【農業などの事業者】水道の使用状況で料金が変更になる場合があります

汚水処理の使用料金は水道使用量に応じて料金が決定されますが、農業などの事業で水道を使用する場合、汚水量が水道使用量と著しく異なることが考えられます。内容によっては、使用料金を調整する場合がありますのでお問い合わせください。

【汚水処理】20 m³使用した場合の月額料金例

◆公共下水道	単位:円				差額
	現行	H21	H22	H23(統一)	
水沢区	3,255	3,223	3,192	3,150	-105
江刺区	3,150	3,150	3,150		0
前沢区	2,730	2,843	2,971		+420
胆沢区	2,520	2,706	2,898		+630

◆浄化槽	単位:円				差額
	現行	H21	H22	H23(統一)	
水沢区	4,375	4,511	4,648	4,795	+420
江刺区	4,200	4,385	4,590		+595
前沢区	4,375	4,511	4,648		+420
胆沢区	*5,481	5,435	5,140		-686
衣川区	*5,250	5,201	5,040	-455	

※胆沢区と衣川区は人槽から20 m³を推計したもの

【し尿処理】380ℓ収集した場合の料金例

◆し尿等処理	単位:円				差額
	現行	H21	H22	H23(統一)	
水沢区	2,584	2,724	2,865	3,002	+418
江刺区	2,622	2,747	2,872		+380
前沢区	2,622	2,747	2,872		+380
胆沢区	2,593	2,728	2,865		+409
衣川区	2,987	2,914	2,956	+15	

◆農業集落排水施設	単位:円				差額
	現行	H21	H22	H23(統一)	
水沢区	3,255	3,087	2,803	2,520	-735
江刺区	2,310	2,373	2,436		+210
前沢区	*2,310	2,394	2,467		+210
胆沢区	*2,601	2,593	2,572		-81
衣川区	*2,600	2,593	2,572	-80	

※前沢区と胆沢区、衣川区は世帯人数から20 m³を推計したもの

◆汚水処理施設	単位:円						差額
	現行	H21	H22	H23	H24	H25(統一)	
水沢区	3,255	3,234	3,213	3,192	3,171	3,150	-105
胆沢区	2,138	2,290	2,505	2,720	2,935		+1,012

統一の時期と緩和措置

今回の統一では、現在の料金から下がる人もいれば、上がる人もいます。本来であれば21年度から料金を統一することになっていましたが、急な料金の変更は、料金が上がる人にとって大きな負担となります。そこで市は、そういった人の負担を軽減するため、数年かけて統一料金に近づけていく緩和措置を行うことにしました。23年度の統一（汚水処理施設

どのように変わるのか

汚水処理では、それぞれの自治区で異なっていた料金の算定方法が従量制に統一されます。従量制とは、基本料金に、汚水量（水道使用量）に応じた額を加えて算定する方法です。大きな変更点について、使っている水道別にお知らせします。

気になる統一後の料金ですが、一般家庭での平均的な例を3割に掲載しています。また、使用量に応じた具体的な料金表も4、5割に掲載しています。今までの使用量と照らし合わせて、ご自分の料金をご確認ください。



【問い合わせ】
 汚水処理関係…本庁下水道課（内線 531）
 し尿処理関係…本庁生活環境課（内線 215）